

第2部 本編

警察の組織と 公安委員会制度

第1節 警察の組織

第2節 公安委員会の活動

第1章 CHAPTER 1



第1節

警察の組織

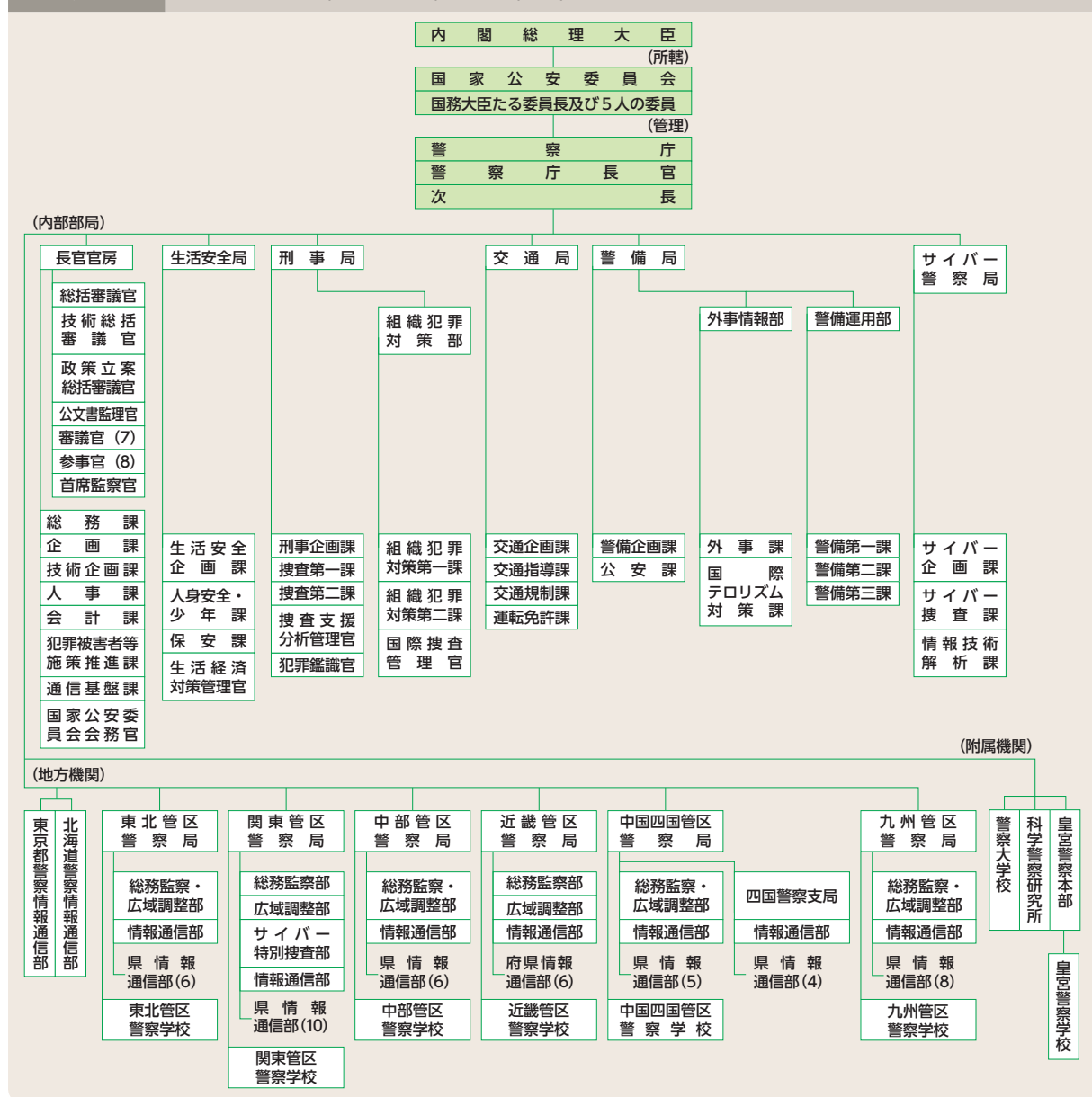
(1) 公安委員会制度

公安委員会は、警察行政の民主的運営、政治的中立性の確保の目的で導入された合議制の行政委員会であり、国に国家公安委員会を置いて警察庁を管理し、都道府県に都道府県公安委員会を置いて都道府県警察を管理している。国家公安委員会委員長には、治安に対する内閣の行政責任の明確化を図るため、国務大臣が充てられている。

(2) 国の警察組織

原則として、執行事務を一元的に担う都道府県警察に対し、国の機関である警察庁は、警察制度の企画立案のほか、国の公安に係る事案についての警察運営、警察活動の基盤である教育訓練、通信、鑑識等に関する事務、警察行政に関する調整等を行う役割を担っている^(注)。警察庁長官は、国家公安委員会の管理の下、これらの警察庁の所掌事務について、都道府県警察を指揮監督している。

図表1-1 国の警察組織（令和7年（2025年）度）

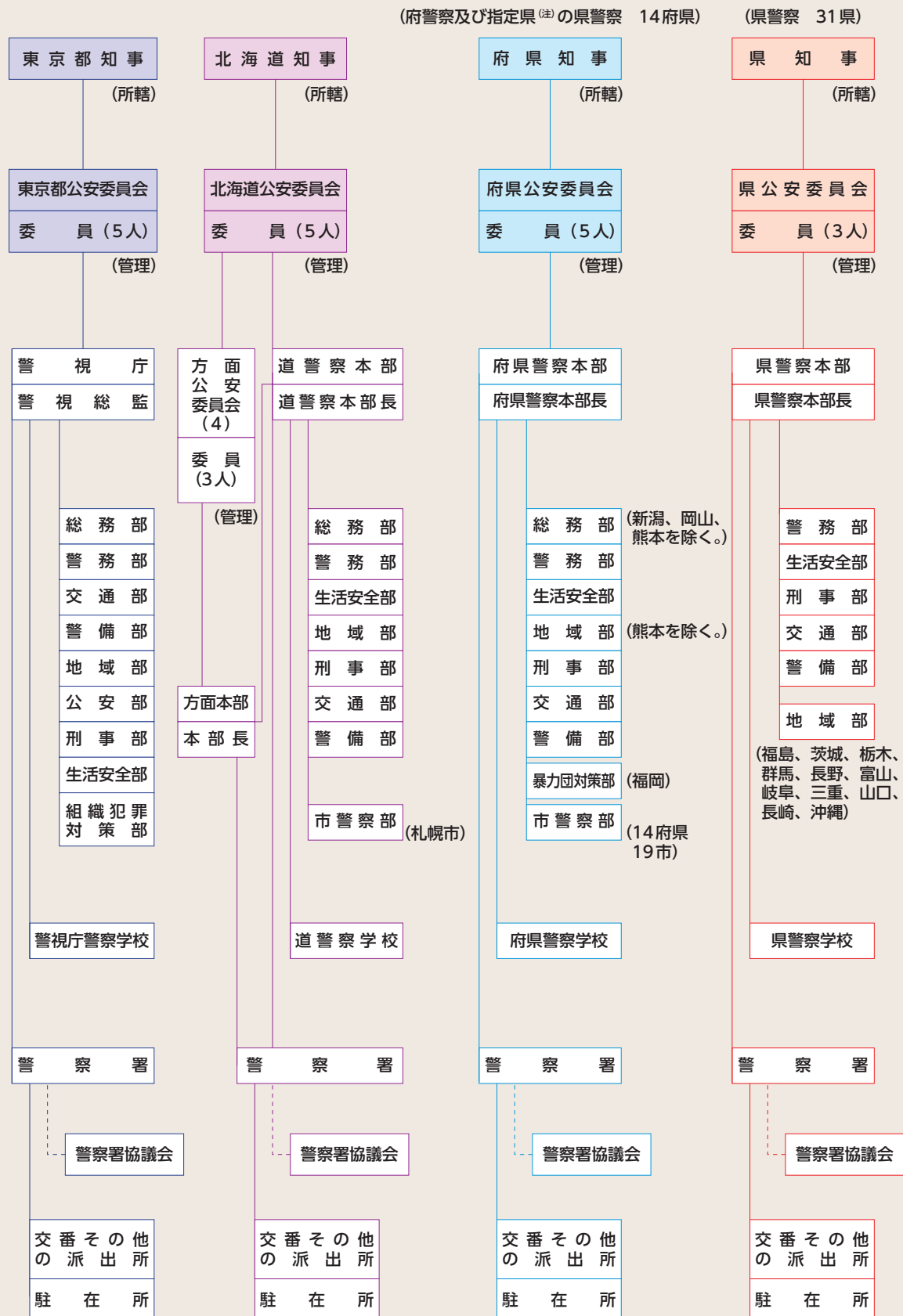


注：令和4年4月から、国家公安委員会の管理の下、警察庁が重大サイバー事案に係る犯罪の捜査その他の重大サイバー事案に対処するための警察の活動に関する事務をつかさどることとなり、現在、関東管区警察局に設置されたサイバー特別捜査部が執行事務を担っている。

(3) 都道府県の警察組織

令和7年4月1日現在、47の都道府県警察に、警察本部や警察学校等のほか、1,148の警察署が置かれている。

図表1-2 都道府県の警察組織（令和7年度）



注：地方自治法第252条の19第1項の規定により指定する市を包括する県
令和7年4月1日現在の指定県は、宮城、埼玉、千葉、神奈川、新潟、静岡、愛知、兵庫、岡山、広島、福岡及び熊本である。

第2節

公安委員会の活動

(1) 国家公安委員会

① 組織

国家公安委員会は、国務大臣たる委員長及び5人の委員によって組織されている。委員は内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する。

図表1-3 国家公安委員会の構成（令和7年（2025年）6月1日現在）

委員長	坂井学	国務大臣、衆議院議員
委員	宮崎緑	大学教授
委員	竹部幸夫	元会社役員
委員	野村裕知	元会社役員
委員	秋吉仁美	元裁判官
委員	相星孝一	元外交官

② 活動

国家公安委員会では、国家公安委員会規則の制定、警察庁長官や地方警察官^(注1)の任命、監察の指示、交通安全業務計画や防災業務計画の策定等、警察法やその他の法律に基づきその権限に属せられた事務を行うほ



国家公安委員会の定例会議

か、警察庁が担う警察制度の企画立案や予算、国の公安に関する事案、警察官の教育、警察行政に関する調整等の事務について警察運営の大綱方針を示し、警察庁を管理している。

国家公安委員会は、通常、毎週1回定例会議を開催するものとしている。また、委員相互の意見交換や警察庁からの報告の聴取、都道府県公安委員会委員との意見交換や警察活動の現場の視察を行うことなどにより、治安情勢と警察運営の把握に努めている。このような活動の状況については、ウェブサイト^(注2)で紹介するとともに、電子メール等により国民からの要望、意見等を受け付け、警察庁を管理する上での参考としている。

注1：都道府県警察の警視正以上の階級にある警察官

2：国家公安委員会ウェブサイト (<https://www.npsc.go.jp/>)



CASE ▶

令和6年11月、国家公安委員会委員長は、「犯罪被害者週間」中央イベントに出席し、挨拶した。



「犯罪被害者週間」中央イベントで挨拶する国家公安委員会委員長

CASE ▶

令和6年5月、国家公安委員会委員は、佐賀県を訪れ、名村造船所の事業所を視察し、外国人実習生の雇用の現状や課題等について説明を受けた。



外国人実習生について説明を受ける国家公安委員会委員

CASE ▶

令和6年6月、国家公安委員会委員は、サイバー特別捜査部を訪れ、サイバー特別捜査部長らから事務概況説明を受けたほか、各担当者から各種捜査要領の説明を受けるとともに、各種ツールの実演状況を視察した。



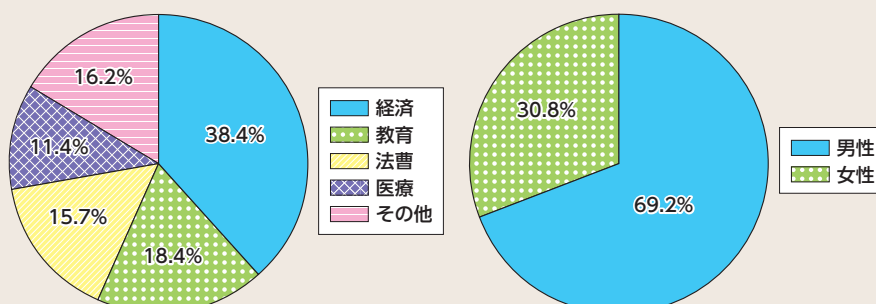
サイバー特別捜査部を視察する国家公安委員会委員

(2) 都道府県公安委員会

① 組織

都道府県公安委員会及び方面公安委員会は、都、道、府及び指定県では5人、それ以外の県及び北海道の各方面では3人の非常勤の委員によって組織されており、委員は都道府県知事が都道府県議会の同意を得て任命する。ただし、道、府及び指定県の場合は、委員のうち2人の任命は当該道、府及び県が包括する指定市の市長がその市議会の同意を得て推薦した者について行う。

図表1-4 都道府県公安委員会委員の構成（令和6年末現在）



② 活動

都道府県公安委員会は、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の裁定、古物営業等の各種営業の監督等、国民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、管内における事件、事故、災害の発生状況等を踏まえた警察の取組、組織や人事管理の状況等について、定例会議の場等で、警察本部長等から報告を受け、これを指導することにより、都道府県警察を管理している。

都道府県公安委員会は、通常、毎週1回定例会議を開催するほか、警察署協議会への参加、教育委員会等の関係機関との協議、警察活動の現場の視察等により、治安情勢と警察運営の把握に努めている。また、このような活動の状況について、ウェブサイトで紹介している。



山形県公安委員会のウェブサイト

CASE ▶

令和6年3月、石川県公安委員会委員は、被災地である能登方面の警察署長とオンライン形式で意見交換を行った。



能登方面の警察署長と意見交換を行う
石川県公安委員会委員

CASE ▶

令和6年5月、北海道旭川方面公安委員会委員は、北海道ライフル射撃協会会長が店主を務める銃砲店を視察し、同会長から説明を受けた。



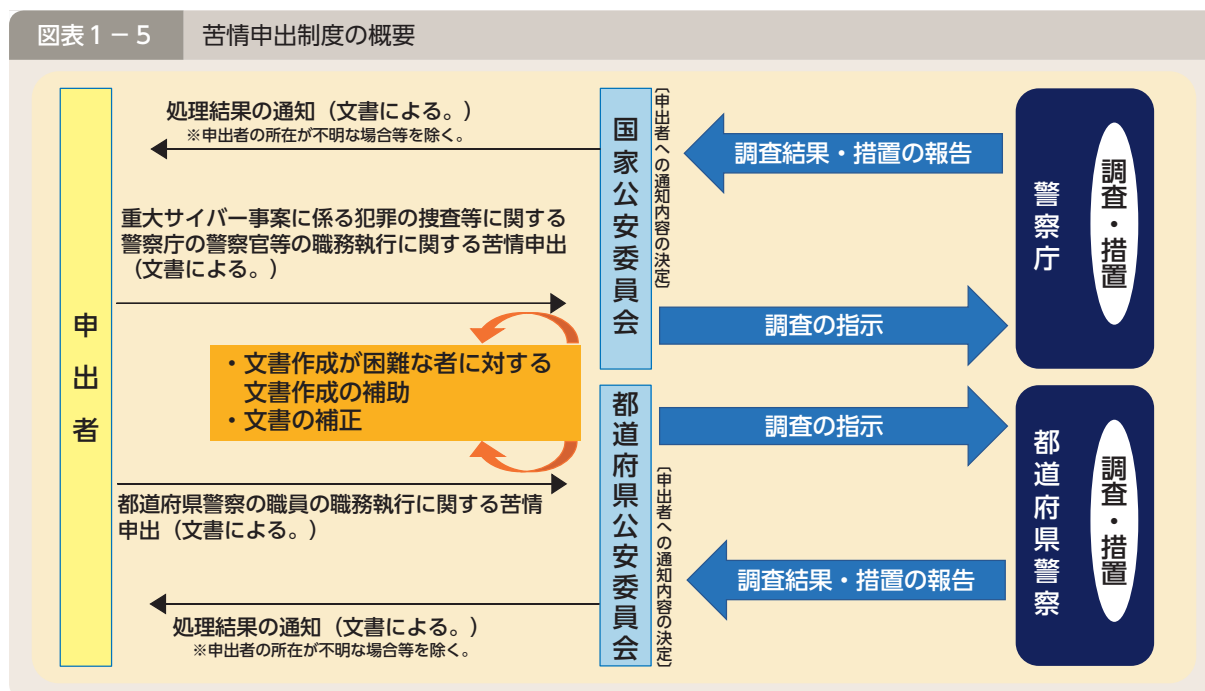
銃砲店の視察を行う北海道旭川方面
公安委員会委員

(3) 苦情処理及び監察の指示

警察法には苦情申出制度が設けられており、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができ、都道府県公安委員会は、原則として処理の結果を文書により申出者に通知している。令和6年中は、全国の都道府県公安委員会において1,643件の苦情を受理した。

また、令和4年4月から、重大サイバー事案に係る犯罪の捜査等に関する警察庁の警察官等の職務執行について苦情がある者は、国家公安委員会に対し文書により苦情の申出をすることができ、国家公安委員会は、原則として処理の結果を文書により通知することとなった。

図表 1-5 苦情申出制度の概要



さらに、警察法の規定により、国家公安委員会は警察庁に対して、都道府県公安委員会は都道府県警察に対して、監察について必要があると認めるときは、具体的又は個別的な監察の指示をすることができる。

（４）公安委員会相互間の連絡

国家公安委員会と各都道府県公安委員会は、相互に独立した機関であるが、その職務の性質から、常に緊密な連携を保つため、各種の連絡会議を開催している。令和6年中は、国家公安委員会と全国の都道府県公安委員会との連絡会議を11月に開催し、「時代に合わせた警察力の確保とその有効な活用について」をテーマに公安委員会の役割を含めて意見交換を行った。

また、各管区及び北海道においても、管内の府県公安委員会相互、道公安委員会と方面公安委員会相互の連絡会議を開催しており、国家公安委員会委員も出席し、各道府県の治安情勢やそれぞれの取組についての報告や意見交換を行っている。



全国公安委員会連絡会議

CASE

令和6年11月、北海道内公安委員連絡協議会定例総会が開催され、北海道公安委員会委員、各方面公安委員会委員、国家公安委員会委員等が出席した。同総会では、北海道警察重点目標等について、意見交換を行った。



公安委員の声

公安委員としての振り返りと警察活動への感謝の思い

新潟県公安委員会委員

やまだ ともはる
山田 知治

委員就任 平成29年7月17日

気が付くと、公安委員として8年になりました。当初はバス会社の経営者という立場で選任されたと考えて毎週定例会に臨んだものの、なかなか他の委員のような的確な意見具申は難しいと感じておりましたが、定例会等を通じて、公安委員会が警察とどのように関わっているのか、次第に理解していったところであったかと思います。

新潟県公安委員会は5名の委員で構成されており、地域的には上越、中越、下越及び新潟市から、分野別には経済関係、教育関係及び法曹関係からバランス良く選任されております。

私の場合は、会社と比べての感想になりますが、警察組織の目標達成への手法、組織の運営、職員の育成法等で、大変参考になることが多いと感じます。

特に、警察学校での教育により士気高い職員が育成されていることは、県民の安全安心を守る体制を強固にするために、最も基本的な取組と思っております。

また、企業であれば、商品・サービスへの要望は改善のヒントになるものと受け取ることからして、警察署協議会での意見の多さや活発さは、県警察の健全性の表れかと感じております。さらに、警察署協議会代表者会議においても、各地区の意見をきめ細かく集約できるような工夫もなされておりますが、今後とも住民ニーズを十分くみ取る警察であってほしいと願っています。

さて、定例会ごとに多岐にわたる報告がある中で、この8年間で顕著に改善されていると思えたものは、県内の交通事故死の件数です。実際、人口10万人当たりの交通死亡事故等を指標とする日本経済新聞による「交通安全度ランキング」で、令和5年、新潟県は全国2位となったのも、日頃の成果の表れと感じます。交通に関しては、交通事業に携わる者としても関心のあるテーマですが、県警察では、事故が発生した際にはその状況を分析して対策に役立てているほか、春と秋の交通安全運動等のタイミングでの定期的な安全啓発運動や取締りの強化に加え、事故が多発しているときにもこうした取組を機動的に実施しており、その積み重ねが交通事故の減少等に功を奏しているのではないかと思います。交差点での歩行者への積極的な指導に至るまで、手を抜かない対策に邁進されている県警察をはじめ、関係の皆さんに敬意を表する次第です。

また、毎回の報告において増加傾向になっているのが特殊詐欺被害であり、委員就任当初はこれほどやっかいな事案とは正直思ってはいませんでした。一人暮らしの高齢者等が被害に遭われるということで、各種啓発活動、録音機能付き電話の普及、支払を止める水際対策等に努められているところですが、さらに最近は、匿名性の高いSNS等を利用して協力者を募集するなど、摘発が難しく、深刻になってきています。

技術の進歩により発生する犯罪は、それを上回る技術で対処すべきですが、この点は、専門要員の拡充、警察庁との緊密な連携等が図られており、根負けしないよう、粘り強く取り組んでいただきたいと願っております。

さらに8年間の中で特に記憶に残っているのは、新潟市の女子児童殺人事件や、他県にまたがるストーカー事件です。防犯カメラ捜査や各県の連携の良さが功を奏し、スピード逮捕に至り、当県の刑法犯の検挙率が全国平均を大きく上回っていることと併せ、大変心強く感じた次第です。

全国公安委員会連絡会議では、児童保護における教育機関と警察との連携について他の都道府県の委員からの熱心な意見に触れ、連携の必要性のほか、警察の役割の重要性を再認識したところです。

また、県警察視閲式に出席させていただきましたが、機動隊の気迫みなぎる動き、高所を恐れないうへりコプターによる救助活動等を間近に拝見し、県警察の数々の実績も、警察官の皆さんのこうした気持ちがあって初めて成し遂げられたのかと改めて感じたところです。是非、新潟のこれからの安全安心も、この姿勢で守り抜いてほしいと切に思う次第です。

